

議案第35号

令和2年度基山町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度基山町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,142,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月7日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,368,148	17,148	2,385,296
	1 町民税	1,018,492	△17,260	1,001,232
	2 固定資産税	1,175,955	34,521	1,210,476
	3 軽自動車税	51,066	△113	50,953
9 地方特例交付金		6,193	12,464	18,657
	1 地方特例交付金	6,193	12,464	18,657
10 地方交付税		788,929	335,755	1,124,684
	1 地方交付税	788,929	335,755	1,124,684
12 分担金及び負担金		30,992	312	31,304
	2 負担金	30,992	312	31,304
13 使用料及び手数料		128,078	4	128,082
	1 使用料	80,136	1	80,137
	2 手数料	47,942	3	47,945
14 国庫支出金		3,080,955	58,681	3,139,636
	1 国庫負担金	629,950	34,483	664,433
	2 国庫補助金	2,447,074	24,198	2,471,272
15 県支出金		492,218	58,205	550,423
	2 県補助金	121,361	58,061	179,422
	3 委託金	36,390	144	36,534
18 繰入金		1,010,215	△366,375	643,840
	1 基金繰入金	1,009,720	△366,840	642,880
	2 特別会計繰入金	495	465	960
19 繰越金		15,000	93,990	108,990
	1 繰越金	15,000	93,990	108,990
20 諸収入		339,202	1,802	341,004
	5 雑入	256,366	1,802	258,168

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
21 町債		455,027	148,070	603,097
	1 町債	455,027	148,070	603,097
歳入	合計	9,782,429	360,056	10,142,485

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		99,548	△1,668	97,880
	1 議会費	99,548	△1,668	97,880
2 総務費		1,841,963	67,072	1,909,035
	1 総務管理費	1,665,176	60,824	1,726,000
	2 徴税費	94,334	1,134	95,468
	3 戸籍住民基本台帳費	74,856	5,083	79,939
	5 統計調査費	6,290	31	6,321
3 民生費		4,346,636	8,852	4,355,488
	1 社会福祉費	3,208,785	△158	3,208,627
	2 児童福祉費	1,137,549	9,010	1,146,559
4 衛生費		661,075	8,824	669,899
	1 保健衛生費	202,970	8,758	211,728
	2 清掃費	457,521	66	457,587
5 労働費		28,918	4,473	33,391
	1 労働諸費	28,918	4,473	33,391
6 農林水産業費		98,610	3,034	101,644
	1 農業費	86,881	1,546	88,427
	2 林業費	11,729	1,488	13,217
7 商工費		168,787	23,538	192,325
	1 商工費	168,787	23,538	192,325
8 土木費		831,906	34,011	865,917
	1 土木管理費	23,097	316	23,413
	2 道路橋梁費	281,616	14,119	295,735
	3 都市計画費	213,503	18,734	232,237
	5 住宅費	167,662	842	168,504
9 消防費		260,928	331	261,259

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 消防費	260,928	331	261,259
10 教育費		724,002	57,623	781,625
	1 教育総務費	85,565	1,047	86,612
	2 小学校費	180,273	4,766	185,039
	3 中学校費	93,555	1,516	95,071
	4 社会教育費	211,520	△130	211,390
	5 保健体育費	152,817	50,424	203,241
11 災害復旧費		108,046	171,031	279,077
	1 農林水産施設災害復旧費	27,458	119,331	146,789
	2 公共土木施設災害復旧費	50,327	51,700	102,027
12 公債費		591,490	△17,541	573,949
	1 公債費	591,490	△17,541	573,949
13 諸支出金		970	594	1,564
	2 諸費	668	594	1,262
14 予備費		19,550	△118	19,432
	1 予備費	19,550	△118	19,432
歳出	合計	9,782,429	360,056	10,142,485

第2表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
地域おこし協力隊人件費	令和3年度から令和5年度まで	30,804千円
集落支援員人件費	令和3年度から令和5年度まで	29,380千円
基山町多世代交流センター憩の家指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	89,095千円
基山町ジビエ解体処理施設指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	10,000千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設等災害復旧事業(補助)	(千円) 17,200	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
農林施設災害復旧事業(補助)	(千円) 45,200	同上	同上	同上
公共土木施設等災害復旧事業(単独)	(千円) 26,500	同上	同上	同上
農林施設災害復旧事業(単独)	(千円) 13,600	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	(千円) 210,627	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 237,197	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設等 整備事業	(千円) 18,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	(千円) 37,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。